資料４

都市計画マスタープラン・立地適正化計画について

1．これからのまちのかたちづくりについて

課題

- 日本全体の人口が2010年をピークに減少傾向
- 老年人口が2040年には約4割になる見込
- 医療や福祉、商業、公共交通などの生活を支える様々なサービスの維持が困難

⇒2014年　都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画制度の創設）
　　居住機能、都市機能の誘導、
　　持続可能な公共交通ネットワークの形成の推進

全国の人口動態

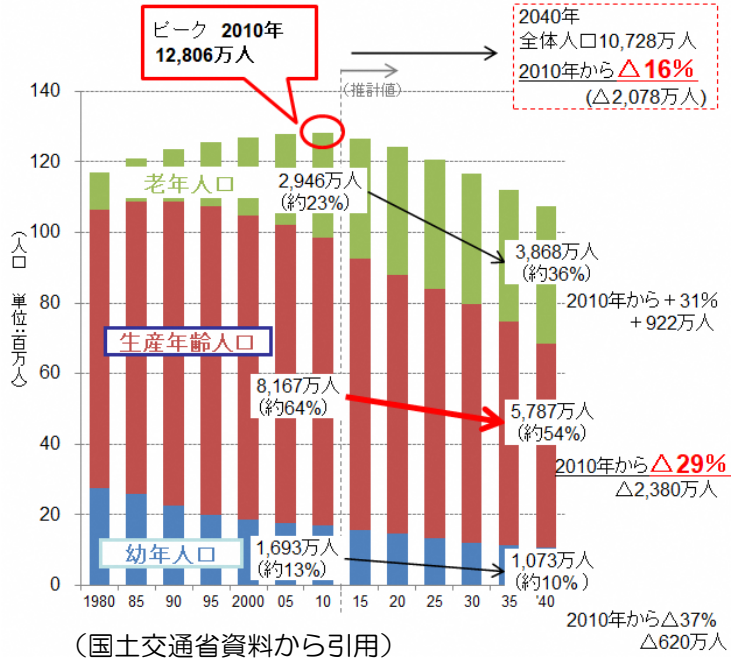

（国土交通省資料から引用）

立地適正化計画イメージ

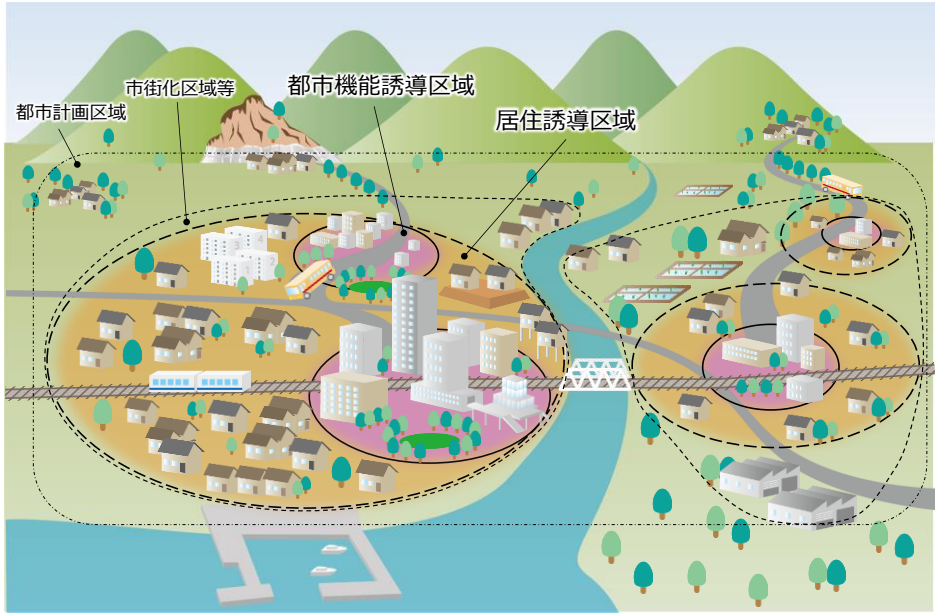

（国土交通省資料から引用）

1．これからのまちのかたちづくりについて

（防災）　災害リスクの回避・リスク低減の取組方針を検討

【災害リスクの回避】
- 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制

【災害リスクの低減】
- 居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの防災・減災対策

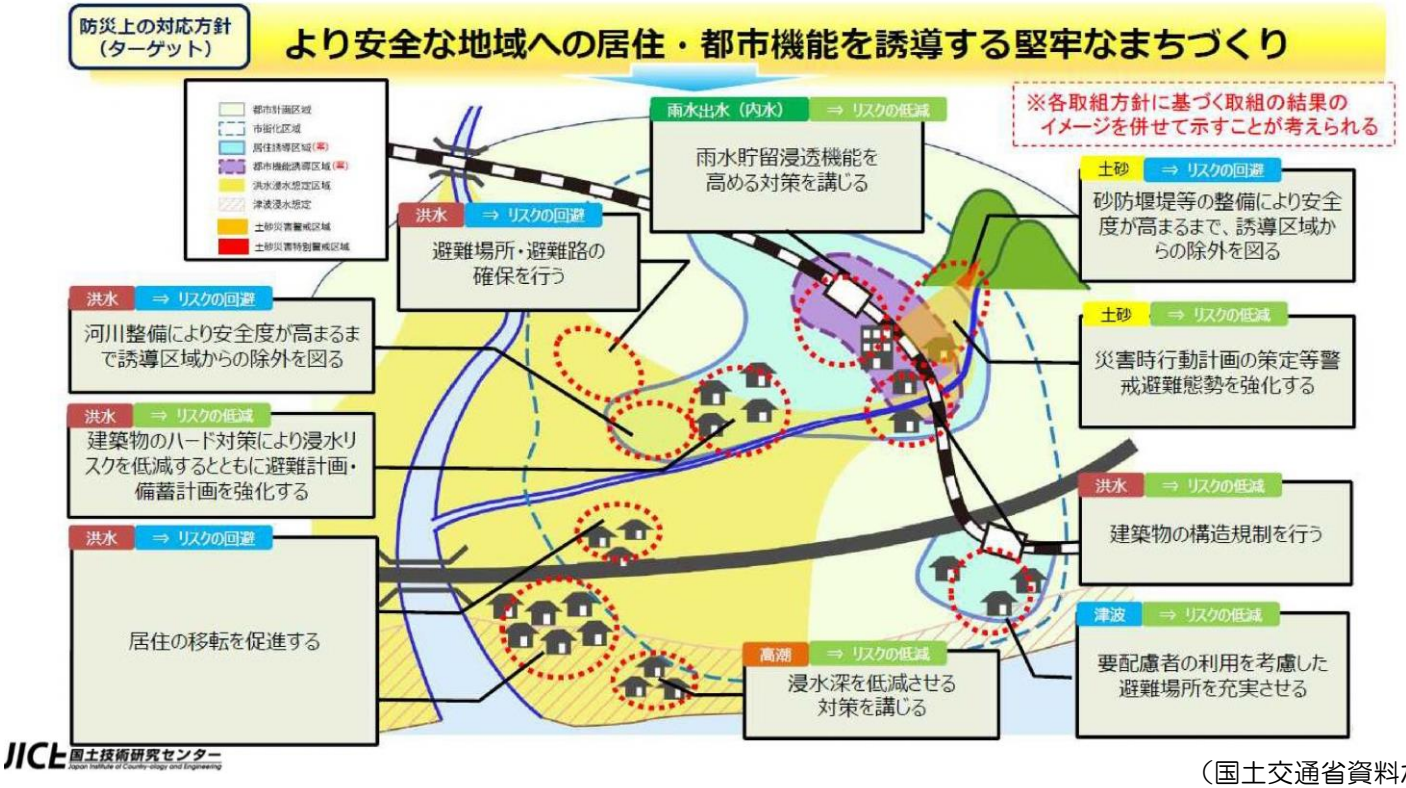

（国土交通省資料から引用）

1．これからのまちのかたちづくりについて

意義

○一定の人口密度などに支えられてきた医療、福祉、商業などの都市機能を
　将来の人口減少・少子高齢化が進む中でも持続的に確保する

○若者にとっても、高齢者にとっても、安心できる快適な生活環境を実現する

○財政面においても持続可能な行政運営を実現する　　など

位置付け

○「市町村都市計画マスタープランは、
　都市全体を見渡した都市計画の基本方針」

○居住機能や医療、福祉、商業、公共交通
　などの都市機能の誘導により、多極ネット
　ワーク型のまちづくりを推進するための
　アクションプラン

第３次市総合計画
府区域マスタープラン

↓ 即す

都市計画マスタープラン
（＋立地適正化計画）

総合計画に掲げる都市機能構想に基づくまちづくりを推進するため、
「立地適正化計画」の考え方を都市計画マスタープランに組込む

2．都市機能について

都市機能とは
　都市活動を支える機能で、都市拠点を形成する「高次都市機能」から
　日常生活に必要な「生活利便機能」まで多様な機能がある。

都市機能イメージ

機　能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン　等
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館　等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積●m^2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積●m^2以上の診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

3．都市計画マスタープラン、立地適正化計画とは

市町村の都市計画に関する基本的な方針 （都市計画マスタープラン）	立地適正化計画
都市計画法第18条の２	都市再生特別措置法第84条

〇計画期間　　令和8（2026）年～令和17（2035）年
〇計画対象区域　　京丹後市全域

計画の位置づけ

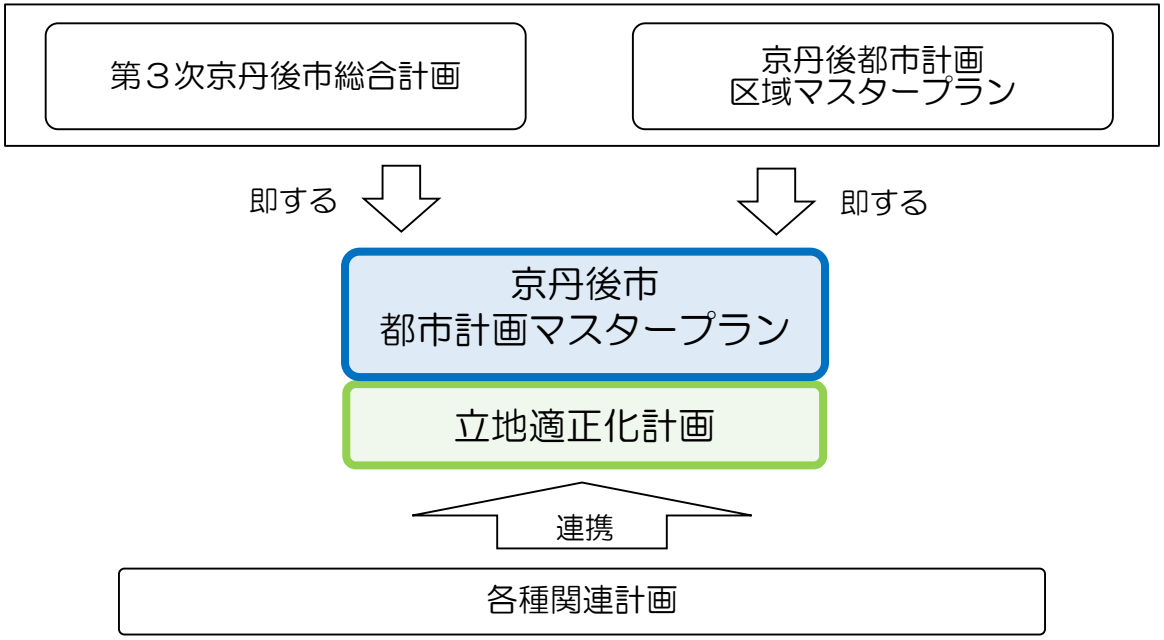

【参考】「まちづくりの方向性」について

×一極集中	×すべての人口の集約	×強制的な集約
市内の最も主要な拠点１カ所にすべてを集約	すべての居住者を一定のエリアに集約させる	居住者や住居を強制的に短期間で移転させる

◎多極型	◎すべての人口の集約を図るものではない	◎誘導による集約
中心的な拠点だけでなく、旧町役場周辺などの地域拠点も含めた多極ネットワーク型のまち	集約による一定エリアの人口密度を維持しつつ、農村部等についても、それぞれの地域特性に応じた居住環境を確保	メリットを最大限享受できるような施策を講じ、時間をかけながら居住や都市機能を誘導・集約化

（参考）国土交通省「立地適正化計画の手引き」